

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第六十七號

種用薯類検査規則左ノ通定ム

昭和十九年十月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種用薯類検査規則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ種用薯類ト稱スルハ甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ種用ニ供スルモノヲ謂フ

第二條 本縣内ニ於テ生産セラレタル薯類ヲ種用トシテ販賣セントスル者ハ本則ニ依リ検査ヲ受クベシ 但シ知事ノ指定スル種用馬鈴薯生産地區ニ在リテハ自家用ト雖モ検査ヲ受クルモノトス

第三條 前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル種

昭和十九年十月卅一日
第千五百七十五號

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格列A5

用薯類ニ付検査ヲ希望スル者アルトキハ本則ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ

第四條 種用薯類ノ検査ハ圃場検査ト收穫物検査トニ分チテ之ヲ行フ

第五條 種用薯類ノ検査等級ハ合格及格外トス 圃場検査ニ合格セザルモノノ收穫物並收穫物検査ニ格外トナリタルモノハ種用トシテ販賣スルコトヲ得ズ

第六條 検査ヲ受クル種用薯類ハ其ノ生産ニ關シ左ノ措置ヲ爲スベシ

一 種薯薯ハ品種純正ニシテ健全ナルモノヲ用フルコト 馬鈴薯ニ在リテハ特ニ「バアイラス病」等ニ罹ラザルモノヲ用フルコト

二 生育期間中病害虫ノ驅除豫防ヲ行フコト甘藷ヲ行フコト甘藷ニ在リテハ特ニ苗床ニ伏込前種薯ノ温湯処理

ヲ行フコト

三 異品種及罹病株ハ検査吏員ノ指示セル期間ニ之ヲ拔取ルコト

四 甘藷ニ在リテハ必ズ降霜前ニ收穫ヲ行フコト

第七條 検査ヲ受クル種用諸類ノ選別ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 品種ニ依リ區別スルコト

二 左ノ標準重量ニ依リ選別スルコト

種類 標準 重量

甘 藷 三十匁以上二百匁迄

春植馬鈴薯 七匁以上八十匁迄

秋植馬鈴薯 五匁以上

三 畸形ノモノ色澤不良ノモノ又ハ霜害若ハ病虫害アルモノヲ混入セザルコト

四 土砂其ノ他夾雜物ノ除去ニ努ムルコト

第八條 検査ヲ受クル種用諸類ノ一包裝ノ正味量ハ左ニ依ルベシ

ルベシ

諸 俵入又ハ叭入十二貫

馬鈴薯 俵入又ハ叭入十五貫

第九條 検査ヲ受クル種用諸類ノ包裝ハ左ノ各號ニ依リ一重俵裝、複式編俵裝、一重掛編俵裝又ハ叭入ト爲スベシ

一 一重俵裝

菰ハ能ク乾燥セル藁又ハ麥稈ヲ用ヒ編方ハ小繩ヲ用ヒテ四箇所ヲ密ニ編ミ其ノ封閉ヲ各六寸兩髭各五寸編手五十五内外トシ長サ約三尺八寸重量五百匁乃至六百匁ト爲スコト

棧俵ハ能ク乾燥セル藁ヲ用ヒ直徑約一尺重量二箇ニテ百五十匁乃至二百匁ト爲スコト

繩ハ打柔ゲタル藁ヲ以テ縷ヒ周約九分ノ中繩ト爲スコト荷造ハ俵ノ小口ニ外側ヨリ棧俵ヲ當テ小口際ヲ目通シ八箇所トシ千鳥掛ト爲シ終リヲ結止トシ横繩ハ三箇

所ヲ各二廻リ充分緊括シ縦繩ハ一筋ニテ二方掛ト爲シ各横繩ニ掛戻シ小口ニ於テ引締メ男結ト爲スコト

二 複式編俵裝

菰ハ能ク乾燥セル藁又ハ麥稈ヲ用ヒ編方ハ一箇所ニ小繩三本ヲ用ヒテ四箇所ヲ密ニ編ミ其ノ封閉ヲ中央、寸

五右各六寸五分兩髭各五寸五分編手七十内外トシ長サ約四尺重量約九百匁ト爲スコト

棧俵ハ能ク乾燥セル藁ヲ用ヒ直徑約一尺一寸重量約百匁ト爲スコト 繩ハ打柔ゲタル藁ヲ以テ縷ヒ三分繩ト爲スコト

小口際ハ俵ノ小口ニ外側ヨリ棧俵ヲ當テ(棧俵縮繩アルモノハ十文字ニ括ル)小口際ヲ目通シ八箇所トシ千鳥掛ト爲シ終リヲ結止トシ横繩ハ三箇所ヲ各二廻リ充分緊括シ縦繩ハ一筋ニテ二方掛ト爲シ各横繩ニ掛戻シ小口ニ於テ引締メ男結ト爲スコト

三 一重掛編俵裝

(イ) 菰ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ力繩ヲ四箇所ニ張り小繩二本ヲ用ヒテ之ニ掛ケツツ編ミ其ノ各封閉六寸五分兩髭五寸五分編手七十内外トシ長サ約四尺四寸重量約一貫匁ト爲スコト

(ロ) 棧俵、繩、小口際並横繩、縦繩ノ掛方ハ複式編俵裝ノ規定ニ準ズルコト

四 叭

打藁ヲ用ヒ織目四十内外長サ約五尺八寸幅約二尺、寸トシ重量ハ六百匁乃至七百匁トシ強靱ナル細繩ヲ以テ一端二十八針内外ヲ脱漏ノ虞ナキ様堅シ縫上グルコト荷造ハ叭口ヲ卷キ兩耳ヲ中央ニ折込ミ細繩ヲ以テ縮メ繩ハ周約九分ノ中繩ヲ用ヒ縦繩ハ二廻リ二箇所横繩ハ一筋一箇所トシ各縦繩ニ掛戻シ充分緊括ノ上男結ト爲スコト

第十條 特別ノ事出ニ依リ前二條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味量又ハ包裝ト爲スコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事出、種用諸類ノ種類別數量一包裝ノ正味量、包裝方法及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ所長ニ申請スベシ

第十一條 收穫物検査ヲ受クル種用諸類ノ包裝ニハ様式如第一號ノ票箋ヲ俵ニ在リテハ小口繩ニ 叭ニ在リテハ横繩ニ結付クベシ

第十二條 種用諸類ノ收穫物検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ検査手數料ヲ納付スベシ

第十三條 種用諸類ノ検査ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ノ検査申請書ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スベシ 但シ圃場検査ニ在リテハ毎年五月三十一日迄ニ提出スルヲ要ス

第十四條 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル諸類ノ積替、運搬、計量、解裝及改裝ノ費用ハ検査申請者ノ負擔トス

第十五條 本則ノ適用ニ因リ生ジタル損害ニ對シ縣ハ其ノ賠償ノ責ニ任ゼス

第二章 検査

第十六條 圃場検査ハ圃場ニ於ケル性状、品種、生育状態及病虫害ニ付之ヲ行ヒ收穫物検査ハ圃場検査ニ合格シタル種用諸類ノ品質、色澤、形状、大サ、選別、正味量及包裝ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ検査等級ヲ決定ス

第十七條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ 但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル種用諸類ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏員トハ食糧検査官、食糧検査官補又ハ食糧検査技手ヲ謂フ

検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第十八條 検査ハ所長ニ於テ農業官等ノ關係者ノ希望ヲ斟酌シ指定シタル場所ニ於テ之ヲ行フ 但シ特別ノ事情ノル場合ハ指定場所以外ノ場所ニ於テ行フコトヲ得

第十九條 検査ハ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ 但シ検査吏員必要アリト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更スルコトヲ得

第二十條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ

前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルベシ

第二十一條 検査吏員收穫物検査ヲ行フニ當リ第七條乃至第十一條ノ規定ニ適合セザルモノアルトキハ其ノ種用諸類ノ検査ハ之ヲ中止ス

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ五日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ種用諸類ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

失フモノトス

第二十二條 圃場検査ノ検査等級決定シタルトキハ検査申請書ノ當該欄ニ様式第三號ノ検査等級證印ヲ捺捺シ検査申請者ニ様式第四號ノ證明票ヲ種用諸類一包裝ニ付一枚ノ割ニ交付ス

收穫物検査ノ検査等級決定シタルトキハ票箋ニ検査ノ年月日及食糧検査所名ヲ記載シ且様式第三號ニ依ル検査等級證印及検査吏員ノ證印ヲ捺捺ス

收穫物検査ニ依リ不合格トナリタルモノニ付テハ其ノ票箋ノ(種)表示ヲ様式第四號ノ消印ヲ以テ抹消ス

第二十三條 本則ノ規定ニ依リ附シタル印章又ハ記號ノ抹消ハ様式第四號ニ依ル消印ニ依リ之ヲ行フ

第三章 取 締

第二十四條 検査済ノ種用諸類ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

一 包裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 検査等級證印ノ不明瞭トナリタルモノ又ハ票箋ヲ毀

損シ又ハ亡シタルモノ

三 正味量ノ著シク減少シタルモノ

四 検査後腐敗、變質右ハ損傷シタルモノ

第二十五條 検査吏員必要アリト認ムルトキハ検査済ノ種用諸類ニ對シ更ニ検査ヲ行フコトアルベシ

前項ノ規程ニ依ル検査ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十六條 検査済ノ諸類ヲ解裝シタルトキハ其ノ票箋ヲ直チニ破棄スベシ

第二十七條 種用諸類ノ包裝ニハ本則ニ定ムル検査ノ表示ト誤認セラルル虞アル他ノ表示ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十八條 検査済ノ種用諸類ヲ降雨害中ニ運搬シ又ハ屋外ニ置クトキハ防寒又ハ防濕ニ必要ナル適當ノ設備ヲ爲スベシ

第二十九條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ第二條ノ規定ニ違反シ販賣セントスル種用諸類ノ運送シ又ハ運送ノ目的ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得ズ

第三十條 検査吏員又ハ警察官吏ハ本則ニ違反ノ事實アリ

00475

ト認ムルトキハ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ正當ノ事山ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四章 罰 則

- 第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五ノ圍以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス
- 一 第二條、第五條第二項、第二十四條、第二十五條第二項、第二十六條乃至第二十九條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 正當ノ事山ナクシテ第二十四條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者
 - 三 検査ヲ免ルル爲又ハ検査ヲ受クルニ當リ不正ノ行爲ヲ爲シタル者
 - 四 検査濟用諸類ニ不正ノ手段ヲ施シタル者
- 前項ノ罰則ハ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ニ之ヲ適用ス
- 第三十二條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族

、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十三條 本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁酒産有アルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條但書ニ依ル圍場検査申請書ノ提出期限ハ昭和十九年植付ノモノニ限リ十一月五日迄トス

様式第一號 票箋 長二寸五分 幅一寸

縣 市 郡 村 町

受檢者

昭和三十九年 月 日

正味量 貫 匁

掛中量 貫 匁

検査鳥取縣食糧検査所

00476

備考 一 用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト

二 「何々」ハ種類ノ種類ニ依リ「甘藷」「春植馬鈴薯」又ハ「秋植馬鈴薯」ト記載スルコト

様式第二號 検査申請書

圃場検査申請書

圃場検査申請書

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取縣食糧検査所長殿

左記ノ通検査相受度検査手数料納收證票貼附此段申請候也

検査栽培者栽培ノ等級氏名	場所	種類	品種	種薯ノ産地	栽培收穫見込數量	植付月日
--------------	----	----	----	-------	----------	------

收穫物検査申請書

收穫物検査申請書

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取縣食糧検査所長殿

左記ノ通検査相受度検査手数料納收證票貼附此段申請候也

種類	品種名	受檢數量	検査手数料	受檢希望月日
----	-----	------	-------	--------

検査納收證票貼附欄

様式第三號 検査等級證印 徑八分 肉色紫

合格 (合格)

樣式第四號 證明票 長二寸五分 幅一寸

證明票

種用何々(品種名)

- 一 性狀
- 一 生育
- 一 病虫害

一 栽培場所 鳥取縣 郡市 町村

右ハ圃場検査ニ合格セルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

鳥取縣食糧検査所検査吏員

印

備考 一 用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト

- 二 「何々」ハ種諸ノ種類ニ依リ「甘藷」、「春植馬鈴薯」又ハ「秋植馬鈴薯」ト記載スルコト
- 三 「性狀」ハ正「生育」良「病虫害」ヲ認メズト記載スルコト

樣式第五號 消 印 徑三分 肉色紫



鳥取縣令第六十八號

種用諸類検査手数料規則左ノ通定ム

昭和十九年十月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種用諸類検査手数料規則

第一條 種用諸類検査規則(以下規則ト稱ス)第十二條ノ

検査手数料左ノ如シ

甘 藷 一包裝ニ付 金壹錢五厘

馬鈴薯 一包裝ニ付 金壹錢五厘

第二條 規則第二十一條第二項ニ該當スルモノノ既納手数料ハ之ヲ還付セス

第三條 規則第二十四條第二號ニ該當スルモノノ検査及規則第二十五條ノ検査ニ付テハ検査手数料ヲ徴收セス

第四條 検査手数料ハ規則第十三條ノ検査申請書ニ鳥取縣

農産物検査手数料納收證票ヲ貼附シテ之ヲ納付スベシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣告示第五百九十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル竹製モード履ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十九年十月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

竹製モード履最高販賣價格 (單位一足)

種別 規格 構造 製造業者販賣業者
最高販賣價格 最高販賣價格

長 幅 高

前齒ニ相當スル位置ニ節ハケヲ有シ踵ハ竹釘五本ヲ以テ取付ケルモノトシ使用材ハ針葉樹トス

モ一 大 五分三分以上

モ一 小 五分三分以上 八七錢 一圓十錢

モ一 中 七五同 二八同 二二同 同 八二 一、〇五
モ一 小 六五同 二六同 一〇同 同 七三 九五

- (一) 本表價格ハ鳥取縣生活用品價格査定委員會ノ査定シタル一等品ニシテ同委員會ノ定ムル證紙ヲ貼附セルモノノ價格トシ、同委員會ノ査定ヲ受ケザルモノ又ハ同證紙ヲ貼附セザルモノノ價格ハ本表ノ九割下ゲトス
- (二) 本表ニ該當スルモノト雖品質低價又ハ仕上不良ノモノニ在リテハ鳥取縣知事ノ定ムル基準ニ從ヒ鳥取縣生活用品價格査定委員會ガ本表價格ノ範圍内ニ於テ價格ヲ査定シタルトキハ其ノ價格ニ依ルモノトス
- (三) 販賣業者最高販賣價格ハ磨賃及鼻緒スゲ賃ヲ含ムモノトス
- (四) 本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造包裝費ハ賣主ノ負擔トス

鳥取縣告示第六百號

昭和十八年四月鳥取縣告示第二百三十五號(清涼飲料ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十九年十月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

三中大日本麥酒株式會社ノ行銘柄欄ノ三矢平野水ノ下ニ「
ミヨシノレモン、ミヨシノサイダー、ミヨシノタンサン」
ヲ加ヘ櫻麥酒株式會社日東礦泉株式會社及アサシヲ飲料株
式會社ノ各行ヲ削リ忠北天然炭酸株式會社ノ行ノ次ニ左ノ
二行ヲ加フ

株式會社マルタ商賣 月姬サイダー、月姬タンサン

三帆屋合名會社 三帆サイダー、ピヤタン、三帆サイ

ダー

◇鳥取縣告示第六百一號

昭和十八年十一月鳥取縣告示第五百六十三號(本縣ニ於ケ
ル驛構内等ニ立賣スル甘諸辨當ノ最高販賣價格指定ノ件)
及昭和十九年四月鳥取縣告示第二百二十號(驛構内ニ於テ
立賣スル五日辨當ノ最高販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第六百二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル炭俵ノ最高
販賣價格左ノ通指定シ昭和十五年十二月鳥取縣告示第九百
六十四號(炭俵ノ協定價格認可ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種類	重量	規	編	目	單位	生產者最高 販賣價格
菅俵	三〇匁 以上	吾種	二〇重	四ヶ所	一俵	二五錢
藥俵	三〇匁 以上	同	同	同	同	一八錢

本表價格ハ所屬市町村農業會庭先渡價格トス

昭和十九年十月卅一日印刷
昭和十九年十月卅一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町